

神戸空港特定運営事業等 募集要項等に関する質問及び回答

番号	書類名	題目	該当箇所					質問	回答
			頁	第/条/様式	項	号	脚注		
1	募集要項	運営権対価について	9	第2	7.	(1)	－	①アップフロントフィーは事業開始前に必要な資金。アニュアルフィーは事業開始年度ごとに(42年間)支払が必要な運営権対価との認識でよいか。②事業開始後のアニュアルフィーの見直しは可能か。③仮に最低基準価格で入札した場合の初年度支払額は両金額の合計8億6千万円+収益連動負担金、という認識でよいか？またアップフロントフィーは還付されないのか？	①ご理解のとおりです。 ②見直す予定はありません。 ③募集要項等をご確認の上、ご判断ください。 アップフロントフィーは運営権対価の一部であり、返却できません。
2	募集要項	収益連動負担金について	9	第2	7.	(2)	－	収益連動負担金は具体的にどのようなものを想定しているのかご開示いただけますか？また金額についても収益の何%程度を想定されていますか？	収益連動負担金の考え方は、応募者から提案を求めていることとしています。募集要項等をご確認の上、ご判断ください。
3	募集要項	着陸料について	7	第2	4.	(1)	－	現状の収入額と発着枠一杯の場合での収入額(最高収入枠)についてご開示下さい。	今後の審査プロセスにおける開示情報等に基づきご判断ください。
4	募集要項	料金收受について	7	第2	4.	－	－	現状の以下収入収益金額についてご開示下さい。①航空機燃料給油②駐機料③駐車場④就航各社からの施設賃貸料⑤飲食店等(テナント)からの賃貸料	今後の審査プロセスにおける開示情報等に基づきご判断ください。
5	募集要項	費用負担について	7	第2	4.	－	－	現状の以下負担額についてご開示ください。①月間光熱費②保守管理費	今後の審査プロセスにおける開示情報等に基づきご判断ください。
6	募集要項	業務範囲について	8	第2	5.	(1)	－	現状の以下負担額についてご開示ください。①月間光熱費②保守管理費	今後の審査プロセスにおける開示情報等に基づきご判断ください。
7	募集要項	任意事業について	8	第2	5.	(2)	－	現状新たな設備の施設が可能な遊休土地建物のスペースは何m ² 程度あるか？	今後の審査プロセスにおける開示情報等に基づきご判断ください。

神戸空港特定運営事業等 募集要項等に関する質問及び回答

番号	書類名	題目	該当箇所					質問	回答
			頁	第/条/様式	項	号	脚注		
8	募集要項	運用時間	9	第2	7.	(1)	—	<p>(運用条件について)</p> <p>・「現行の運用時間は7時～22時、発着便数の上限は、1日あたり30往復便（発着回数：60回）である。」と記載されておりますが、神戸空港の最大のメリットは騒音問題等が相対的に少ないとされる海上空港であることと認識しており、施設の有効活用面を考慮すれば、運用の24時間化、これに伴う発着便数の柔軟化が望ましい状況と思料いたしますが、本運用条件は、関西エアポート社のとの調整により、変更することは可能、との理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>現行の運用条件は、平成17年11月の関西3空港懇談会の合意に基づくものであり、その変更には、国、関係自治体、関係団体等の理解を得ていく必要があります。</p>
9	募集要項	運用時間	9	第2	7.	(1)	—	<p>(国際線就航について)</p> <p>・将来、規制緩和により国際線就航の可能性はあるのでしょうか？</p> <p>(「国土交通省が募集したパブリックコメントでは国際線の就航を希望する声が大半を占め、また国際化を提案する航空の専門家も少なくない。」との記述ございました。(出所：「未来へはばたく神戸空港」 http://www.kobeairport.jp/syouraizou/syouraizou.html)</p> <p>□</p>	<p>現行の運用条件は、平成17年11月の関西3空港懇談会の合意に基づくものであり、その変更には、国、関係自治体、関係団体等の理解を得ていく必要があります。</p>
10	募集要項	審査関係書類の公開について	36	第11	4.	(3)	—	<p>優先交渉権者とならなかった応募者の提出書類についても情報公開が必要な範囲で市は開示できるとのことですが、事業に関する機密情報は開示の対象外として頂きますようお願い致します。</p>	<p>応募者の権利等を害するおそれがあると市が認めた場合を除き公開することとしています。</p>

神戸空港特定運営事業等 募集要項等に関する質問及び回答

番号	書類名	題目	該当箇所					質問	回答
			頁	第/条/様式	項	号	脚注		
11	実施契約書 (案)	義務的事業の承継 等	12	10条	4	(2)	—	「神戸市は、必要に応じて予算措置を講じた上で」とありますが、承継未了契約について、承継未了期間中に発生した当該契約上の債権債務のうち事業開始日以後（事業開始日を含む。）に生じた事由に基づくものは運営権者に帰属するという理解しております。そうであれば、神戸市がかかる事由に基づき承継完了までの間に契約相手方から受領した金銭については、神戸市は運営権者との関係でそもそも保持する権限はなく、運営権者に引き渡すことに予算措置は不要かと思われませんが、予算措置が必要な場合とはどのような場面を想定されていますでしょうか？	運営権者に承継未了であるため、当該契約相手方からの金銭は市が受領します。その上で、受領した金銭は運営権者に支払うこととなりますが、市の場合、法令に基づき、予算措置が必要な場合があることを明示しています。
12	実施契約書 (案)	義務的事業の承継 等	12	10条	4	(2)	—	承継未了契約について、承継未了期間中に発生した当該契約上の債権債務のうち事業開始日以後（事業開始日を含む。）に生じた事由に基づく金銭を当該契約の相手方から神戸市が受領した場合、当該金銭は運営権者に帰属するという認識です。ここで本号において当該金銭について、「神戸市は、必要に応じて予算措置を講じた上で、当該支払のうち運営権者に対して支払可能な金額について運営権者に通知し、運営権者は、その通知を受けた金額の範囲内において、神戸市に対して支払を請求することができる。」と規定されていますが、万が一、必要な予算措置が講じられなかった場合に想定されておられる取り扱いについてご教示頂きたく存じます。	予算措置が必要な場合、予算措置ができるように努めます。
13	実施契約書 (案)	義務的事業の承継 等	12	10条	4	(2)	—	予算措置を講じない場合の支払期限は明記されていないように思われますが、この場合の支払期限についてご教示下さい。	予算措置が必要な場合、予算措置ができるように努めます。

神戸空港特定運営事業等 募集要項等に関する質問及び回答

番号	書類名	題目	該当箇所					質問	回答
			頁	第/条/様式	項	号	脚注		
14	実施契約書(案)	義務的事業の承継等	12	10条	4	(2)	—	神戸市が予算措置を講じなかった場合を含め、神戸市が、契約相手方から受領した支払いのうち本来であれば運営権者に対して支払うべきものについて本号に従った結果として運営権者に支払いが行われない場合、神戸市が当該金員を保持することは不当利得というべきものですので、当該金員については運営権者に対して精算が行われて然るべきと考えます。そのような精算に関する規定もご追記いただけないでしょうか。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。
15	実施契約書(案)	神戸市の瑕疵担保責任	13	11条	1	—	—	瑕疵担保責任の期間について、1年では不十分と思われるので、事業開始日後「2年」を経過するまでに修正頂きたく存じます(34条2項の瑕疵担保責任の期間についても同様です。)	第61条の事業終了時の運営権者の瑕疵担保期間を1年間としていること、市の一般的な契約の瑕疵担保期間が1年間であることから、実施契約書(案)に記載のとおりとします。
16	実施契約書(案)	神戸市の瑕疵担保責任	13	11条	1	—	—	本項において規定された補償のうち、合意延長について両当事者で合意に至らない場合、(ii)の補償金の支払のみが行われるという理解で宜しいでしょうか(つまり(ii)の補償金の支払は必ず担保されるということでしょうか)?	合意延長は運営権者と神戸市の間で合意できた場合のみなされ、両者の間で合意に至らない場合には金銭による補償金の支払いがなされることとなります。なお、予算措置が必要な場合、予算措置ができるように努めます。
17	実施契約書(案)	その他提出書類	14	13条	—	(2)	—	本号ア乃至エに規定された各書類の原本提出は実務上困難ですので、「単なる写し」もしくは「原本証明付き写し」の提出でご対応いただける、という認識でよろしいでしょうか(53条1項2号も同様です)。	ご指摘を踏まえ、実施契約書(案)について「原本証明付きの写し」の提出に修正します。
18	実施契約書(案)	神戸市からの土地・建物の貸付及び転貸	16	16条	3	—	—	「神戸市が空港用地等又は空港用施設を対象として転使用貸借契約を新たに締結することを望む場合には、運営権者はこれに応じるために積極的に協議する。」とありますが、神戸市が転借人として空港用地等又は空港用施設を使用することに関する規定であると理解しております。現時点で具体的に想定されているものはございますでしょうか。なお、運営権者は、当該転使用貸借契約に応じるか否かは、自身の判断により決定できるとの理解です。	現在、具体的に想定しているものではありません。

神戸空港特定運営事業等 募集要項等に関する質問及び回答

番号	書類名	題目	該当箇所					質問	回答
			頁	第/条/様式	項	号	脚注		
19	実施契約書(案)	運営権者譲渡対象 動産等譲渡対価	16	18条	1	-	-	譲渡の対象となる動産等の金額が大きい場合には、公平性の観点から物品等譲渡契約の危険負担等の内容について修正して頂けますようお願いいたします(例えば、通常の契約と同様に、帰責事由の有無にかかわらず引渡しまでは譲渡人が危険負担を負う等)。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。
20	実施契約書(案)	運営権対価	17	19条	4	-	-	「事業期間」の定義によれば、合意延長が実施された場合の延長期間も事業期間に含まれることにもなりますので、延長期間中に運営権対価の支払義務がないことを明確にするべく、「第58条第2項に定める合意延長が実施された場合、「事業期間」の定義及び第1項の規定にかかわらず、当該延長期間中の運営権対価(アニュアルフィー)その他の運営権対価は延長期間中一切発生しない」という内容に修正いただきますようお願いいたします。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。 なお、延長期間中はアニュアルフィーの支払義務は発生しません。
21	実施契約書(案)	収益連動負担金	17	20条	1	-	-	実施方針における質問で、収益連動負担金については、延長期間中も負担する必要があるとの回答を頂戴しております。この点、事業期間の延長は運営権者の損害・損失を補償する目的で行われることに照らすと、延長期間中に収益連動負担金を負担することは延長の趣旨に反する場合もあるようにも思われますが、延長の場合にも上記負担金を負担する理由についてご教示下さい。	収益連動負担金は、毎年度の収益に連動するものであり、運営権対価とは性格が異なるものという理解です。運営権者に生じた損害の補填のために、合意延長期間中の運営権対価の支払いは免除しますが、収益連動負担金は負担いただきます。
22	実施契約書(案)	本事業の開始条件	18	22条	1	(5)	-	神戸市への旅客ビル施設等については、所有権移転の効力は基本的に事業開始日に発生する建付をご想定されているとの理解ですが(基本協定書案7条2項参照)、当該所有権移転に係る第三者対抗要件の具備についても、神戸市が確定的に権利を取得するために、事業開始日以降でも結構ですので、ご対応頂ければと思います。この点に関し、事業開始日以降の神戸市の義務として、かかる対抗要件具備に関する義務を本条又は他の箇所にご追記頂けないでしょうか。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。

神戸空港特定運営事業等 募集要項等に関する質問及び回答

番号	書類名	題目	該当箇所					質問	回答
			頁	第/条/様式	項	号	脚注		
23	実施契約書(案)	義務的事業の開始条件の未充足	19	23条	4	-	-	本項において規定された補償のうち、合意延長について両当事者で合意に至らない場合、(ii)の補償金の支払のみが行われるという理解で宜しいでしょうか(つまり(ii)の補償金の支払は必ず担保される、という認識でよろしいでしょうか。)?	合意延長は運営権者と神戸市の間で合意できた場合のみなされ、両者の間で合意に至らない場合には金銭による補償金の支払いがなされることとなります。なお、予算措置が必要な場合、予算措置ができるように努めます。
24	実施契約書(案)	空港用地等及び空港用施設の転貸条件	21	25条	2	-	-	運営権者が第三者に対して空港用地等又は空港用施設を転貸する場合、「神戸市に対して転貸承認申請書を提出し、承認を得なければならない」との規定がございますが、本項において、別途当該転貸における条件も規定されております。当該条件に加えての事前承諾までは不要と思われまますので、本契約の修正をご検討頂きたく存じます。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。
25	実施契約書(案)	空港用地等及び空港用施設の転貸条件	21	25条	2	(6)	-	「土地あるいは建物の保全をはからなければならない」とありますが、合理的に可能な範囲で土地又は建物に対して保全を図れば足りるという趣旨で宜しいでしょうか?	ご理解のとおりです。
26	実施契約書(案)	本事業単年度計画の提出	25	30条	5	-	-	本項の規定は本事業単年度計画の規定になりますので、当該計画の公表期間は、翌事業年度の「本事業単年度計画が提出されるまで」に修正頂きますようお願いいたします。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。
27	実施契約書(案)	本事業単年度計画の提出	25	30条	5	-	-	「本事業中期計画の公表事項については、神戸市が別途指定する。」とありますが、「本事業単年度計画の公表事項について」でしょうか?	ご指摘を踏まえ、実施契約書(案)を修正します。
28	実施契約書(案)	更新投資(空港用施設)	26	31条	3	(2)	-	費用負担の対象となる、「維持・補修」に該当する投資について、施工開始時期を平成62年4月1日以降に限定されている趣旨についてご教示下さい。	事業終了日から10年前の設備投資を対象としています。

神戸空港特定運営事業等 募集要項等に関する質問及び回答

番号	書類名	題目	該当箇所					質問	回答
			頁	第/条/様式	項	号	脚注		
29	実施契約書(案)	更新投資(空港用施設)	26	31条	3	(2)	-	③事業終了日時点において神戸市にご負担頂く「維持・補修」に該当する投資に関する期末残存価値費用の金額が「23億1000万円を超えないこと」と規定されておりますが、当該金額の根拠についてご教示下さい。また、維持・補修のみこのような金額要件を設定されている趣旨についても合わせてご教示下さい。	今後の審査プロセスにおける開示情報等に基づきご判断ください。
30	実施契約書(案)	更新投資(空港用施設)	26	31条	3	(2)	-	③「神戸市が期末残存価値費用として負担することを既に承認した金額」との記載がございますが、これは、更新投資(空港用施設)のうち「維持・補修」に該当するもののみで、「拡張」に該当するものは含まないというご趣旨で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
31	実施契約書(案)	更新投資(空港用施設)	26	31条	4	-	-	但書における文章ですが、冒頭の「神戸市が」は文章全体の主語ではなく、主語は「運営権者は」と思われますが、となりますと、「但し、神戸市が緊急を要すると認める更新投資(空港用施設)を、運営権者が実施する必要がある場合、運営権者は、提出済みの本事業中期計画及び本事業単年度計画に記載がない場合であっても、当該更新投資(空港用施設)を実施することができる」とのご趣旨と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	実施契約書(案)	神戸市による更新投資(空港用施設)	27	34条	1	-	-	「神戸市は、公益上の理由を検討した上で必要と判断した場合には、神戸市が実施主体となり、空港法の規定に基づく費用負担により更新投資(空港用施設)を行うことができ」という規定がございますが、本規定は空港法8条を想定した規定であり、当該費用については、国と神戸市の間で負担される(つまり、運営権者は負担しない)という理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおり、運営権者に更新投資費用の負担はいたしません。ただし、運営権者はかかる更新投資(空港用施設)に最大限協力しなければならず、その費用については運営権者の負担となります。
33	実施契約書(案)	神戸市による更新投資(空港用施設)	27	34条	-	-	-	募集要項でRESAの拡張工事に関する記載がありますが、神戸市がRESAの拡張工事を実施する場合には、神戸市による更新投資として、本条の規定が適用されるという理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。

神戸空港特定運営事業等 募集要項等に関する質問及び回答

番号	書類名	題目	該当箇所					質問	回答
			頁	第/条/様式	項	号	脚注		
34	実施契約書(案)	神戸市による更新投資(空港用施設)	27	34条	-	-	-	実施方針に関する回答の中で(質問No.45)、RESAの拡張工事を実施する必要がある場合は、市の責任と費用で行うとの回答を頂戴しています。RESAの拡張は空港の運営に影響を与える可能性がありますし、特に工事のクオリティに問題がある場合は、運営権者の運営費用等が増加する可能性もありますので、どのように工事のクオリティ等を担保される方針か考えをご教示いただけますでしょうか。	滑走路端安全区域(RESA)に関するガイドライン(平成25年4月:国土交通省航空局作成)に基づき実施する予定です。
35	実施契約書(案)	神戸市による更新投資(空港用施設)	27	34条	2	-	-	「当該瑕疵を治癒するために直接必要となる合理的な費用(逸失利益等その他の増加費用又は損害を含まない。)について、神戸市が前項の更新投資(空港用施設)の施工業者等の第三者から当該瑕疵にかかる補償等として受領済みの金額の範囲内で補償するものとする。」との規定がございますが、当該費用等の発生は、事業開始後に神戸市のご判断において独自にされる工事の瑕疵に伴うものであり、逸失利益等も補償の対象に加えて頂く必要があるものと思われま。また、現状の規定では施工業者等の第三者による補償リスクが運営権者に転嫁される建付となっているため、第三者から補償等の支払がなされるまでの間、瑕疵の修繕等を行えない事態にも陥りかねず、本来優先されるべき空港の安全・円滑な運営を阻害する要因にもなりかねません。したがって、上記費用等については、第三者から市が支払を受けた範囲に限定されることなく、全額市から補償される形にして頂きますようお願いいたします。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。なお、市による更新投資の場合には、運営権者に事前に意見聴取し、工事を実施することを前提としています。
36	実施契約書(案)	リスク分担の原則	29	36条	3	-	-	本項に基づく神戸市の補償について、合意延長について両当事者で合意に至らない場合、(ii)の補償金の支払のみが行われるという理解で宜しいでしょうか(つまり(ii)の補償金の支払は必ず担保されるということでしょうか)?次項、37条1項、49条3項等も同様です。	合意延長は運営権者と神戸市の間で合意できた場合のみなされ、両者の間で合意に至らない場合には金銭による補償金の支払いがなされることとなります。なお、予算措置が必要な場合、予算措置ができるように努めます。

神戸空港特定運営事業等 募集要項等に関する質問及び回答

番号	書類名	題目	該当箇所					質問	回答
			頁	第/条/様式	項	号	脚注		
37	実施契約書(案)	法令等の変更及び政策変更	29	37条	-	-	-	現状の規定では国レベルで行われる法令や政策変更に関しては、運営権者は補償されない形になっていると思われませんが、国レベルでの法令、政策変更により運営権者に増加費用等が発生した場合にも補償の対象として頂けますようお願い致します。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。
38	実施契約書(案)	不可抗力の発生等	30	38条	3	-	-	神戸市が「事業継続措置の必要性があるもの」と判断する場合の判断基準について明確にするため、具体的な金額基準等を明示頂きたく存じます。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。 なお、本項の状況が発生した場合に市が事業継続措置の必要性を判断することとします。
39	実施契約書(案)	不可抗力による措置－神戸市による事業継続措置	30	39条	1	-	-	神戸市の費用負担であることの明確化と40条1項と平仄をあわせるため、「前条第2項の規定に基づき、神戸市が事業継続措置の必要性があると判断し、その旨の通知を運営権者に対して行った場合、神戸市は、自らの費用及び責任において事業継続措置を実施する。」という内容に修正頂きたく存じます。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。 なお、事業継続措置は神戸市の費用及び責任において実施します。
40	実施契約書(案)	不可抗力による措置－その他の措置	30	40条	2	-	-	「本事業の全部若しくは一部の停止が発生した場合」とは、運営権者が本事業を停止した場合を意味しているのではなく、停止せざるを得ないような状況が発生した場合を意味しているものと理解しております。仮にそうであれば、「不可抗力により本事業の全部又は一部の遂行が困難となった場合」と実質的に変わらないと思われませんが、敢えて異なる表現を用いられている理由はありますか？	実施契約書(案)に記載のとおりとします。「停止」とは客観的に事業の中断が生じている状態をいうため、「遂行が困難」になる場合とは場面を異にします。
41	実施契約書(案)	不可抗力による措置－その他の措置	30	40条	2	-	-	本項に定められた、運営権者から協議要請があった場合の神戸市の承認につきましては、既に「必要な範囲で」と限定されていますので、「これを認めることができる」のではなく「これを認めるものとする」という内容に修正頂きたく存じます。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。不可抗力に関する判断は神戸市において行います。
42	実施契約書(案)	事業終了日の空港用施設等の取扱い	41	60条	3	-	-	空港用施設及び空港用地等を神戸市又は神戸市の指定する第三者に引き渡すにあたり、完工前の施設が存在する場合には、どのような取り扱いを想定されていますでしょうか？	期末残存価値費用の対象となる施設を完工前に運営権者から神戸市に対して引き渡すことは想定していません。

神戸空港特定運営事業等 募集要項等に関する質問及び回答

番号	書類名	題目	該当箇所					質問	回答
			頁	第/条/様式	項	号	脚注		
43	実施契約書(案)	事業終了日の空港用施設等の取扱い	41	60条	4	-	-	本項では「神戸市は(中略)運営権者又は運営権者子会社等が事業終了日時点で所有する各資産のうち、事業終了日後の本空港の運営・維持管理にとって必要と判断する資産について、自ら又は神戸市の指定する第三者をして、予算の範囲内で、時価で買い取るものとする。」と規定されており、前項と異なり「予算の範囲内で」という制約が付されています。この理由についてご教示下さい。	60条3項の投資については、第31条第3項及び第4項に基づき、投資前に、市の同意を得ていますが、本項は、投資前に、市の同意を得ていないという違いがあります。本項の場合、買い取り時に予算措置が必要であるため、「予算の範囲内」の文言を入れています。なお、時価で買い取る場合、予算措置ができるように努めます。
44	実施契約書(案)	事業終了日の空港用施設等の取扱い	41	60条	4	-	-	本項では「神戸市は(中略)運営権者又は運営権者子会社等が事業終了日時点で所有する各資産のうち、事業終了日後の本空港の運営・維持管理にとって必要と判断する資産について、自ら又は神戸市の指定する第三者をして、予算の範囲内で、時価で買い取るものとする。」と規定されていますが、仮に予算措置が執られない場合や、予算が時価を下回る場合、ゼロ円又は時価を下回る金額で買取を強制されるという趣旨でしょうか?このような結果は極めて不合理かと思われませんが、上記の場合の取扱いについてご教示下さい。	時価で買い取る場合、予算措置ができるように努めます。
45	実施契約書(案)	神戸市の事由による本契約の解除又は終了	45	65条	1	(2)	-	「特定条例変更に起因する場合は除く」とありますが、特定条例変更については神戸市が原則としてリスクを負担すべきものという理解ですので、特例条例変更の文言については削除いただきますようお願いいたします。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。なお、実施契約書(案)第67条の「事業期間中に発生した」を削除します。
46	実施契約書(案)	不可抗力等又は特定法令等変更による本契約の終了又は解除	45	66条	1	-	-	「不可抗力」は神戸市・運営権者のどちらにも帰責事由はございませんので、本項に基づく解除は、神戸市だけでなく、運営権者からもできる建付けに修正いただきますようお願いいたします。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。不可抗力にかかる判断は神戸市において行います。
47	実施契約書(案)	不可抗力等又は特定法令等変更による本契約の終了又は解除	45	66条	1	-	-	本条は神戸市から38条2項に基づき適宜に事業継続措置の通知があることが前提になっていると思われませんが、仮に、神戸市が事業継続措置が客観的に必要であるにもかかわらず、当該通知を行わない場合、運営権者から解除が認められる余地があるという理解で宜しいでしょうか。	神戸市は、事業継続措置が客観的に必要と認められる場合、当該通知を行いますので、本問の状況は想定しておりません。仮に、事業継続措置の通知をしない場合、運営権者からの解除は認められません。

神戸空港特定運営事業等 募集要項等に関する質問及び回答

番号	書類名	題目	該当箇所					質問	回答
			頁	第/条/様式	項	号	脚注		
48	実施契約書(案)	不可抗力等又は特定法令等変更による本契約の終了又は解除	45	66条	1	(1)	—	解除事由を客観的かつ明確化するため、「不可抗力の発生時点から空港用施設の復旧による本空港の主たる機能の回復まで1年以上を要した場合又は要することが明らかになった場合」、という内容に修正頂きたく存じます。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。不可抗力にかかる判断は神戸市において行います。
49	実施契約書(案)	不可抗力等又は特定法令等変更による本契約の終了又は解除	45	66条	1	(2)	—	「解除することができる」とされているところ、本号に該当するにもかかわらず、仮に神戸市が解除しない場合の対応について明確にして頂きますようお願いいたします。	不可抗力に関するその他の規定に従うこととなります。
50	実施契約書(案)	不可抗力等又は特定法令等変更による本契約の終了又は解除	45	66条	1	(3)	—	「解除することができる」とされているところ、本号に該当するにもかかわらず、仮に神戸市が解除しない場合の対応について明確にして頂きますようお願いいたします。	不可抗力に関するその他の規定に従うこととなります。
51	実施契約書(案)	不可抗力等又は特定法令等変更による本契約の終了又は解除	45	66条	1	(3)	—	解除事由を客観的かつ明確化するため、「神戸市が、復旧スケジュールにより事業継続措置を開始した後に、当該復旧スケジュールによることが不可能又は著しく困難であることが明らかになった場合」という内容に修正頂きたく存じます。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。不可抗力にかかる判断は神戸市において行います。
52	実施契約書(案)	不可抗力等又は特定法令等変更による本契約の終了又は解除	45	66条	2	—	—	66条3項では運営権者側からの解除も認められていますが、本項では主たる機能の回復までに1年以上要するか否かについて神戸市が承認した場合に限り解除が認められています。主たる機能の回復まで1年以上要する場合に解除ができる点で、2項と3項は同じと思われますが、解除の方法について違いを設けられている理由をご教示下さい。	事業継続措置の開始の前後で規定を区別しているものです。
53	実施契約書(案)	不可抗力等又は特定法令等変更による本契約の終了又は解除	45	66条	4	—	—	本件では事業継続措置がとられているかどうかにかかわらず、不可抗力が発生した場合には、運営権者の義務の免責が認められています(40条2項)。当該義務の免責が想定以上の期間継続した場合も、66条4項と同様に解除が認められるべきと思われますので、規定を追加いただけますようお願いいたします。規定の追加が困難な場合、沈下に係る義務のみ解除規定が設けられている趣旨をご教示下さい。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。沈下は特に重要なリスク要因であることから、本規定を置いたものです。

神戸空港特定運営事業等 募集要項等に関する質問及び回答

番号	書類名	題目	該当箇所					質問	回答
			頁	第/条/様式	項	号	脚注		
54	実施契約書(案)	不可抗力等又は特定法令等変更による本契約の終了又は解除	46	66条	5	-	-	「運営権者の責めに帰すべき事由により当該特定法令等変更が行われた場合」とは、どのような場合を想定しているのか、具体的にご説明願います。	現時点で特定の場合についての想定はありません。
55	実施契約書(案)	不可抗力等又は特定法令等変更による本契約の終了又は解除	46	66条	5	-	-	本契約において、特定法令等変更については、当事者が各自でリスクを負担する建付けが採用されていると思われませんが、事業開始後の解除権については神戸市にしか認められていない理由についてご教示下さい。	事業の継続性を確保するためです。
56	実施契約書(案)	特定条例変更による本契約の解除	46	67条	-	-	-	「運営権者の責めに帰すべき事由により当該特定条例変更が行われた場合」とは、どのような場合を想定しているのか、具体的にご説明願います。	現時点で特定の場合についての想定はありません。
57	実施契約書(案)	運営権取消及び違約金の支払等一運営権者事由	47	71条	2	-	-	契約保証金の金額を超える部分の損害については賠償請求できない建付けとすることについてご検討頂きたく存じます。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。
58	実施契約書(案)	運営権取消及び違約金の支払等一運営権者事由	47	71条	3	-	-	本項に基づく契約解除については、運営権対価の返還規定がありませんが、違約金に加え、解除後の期間に係る運営権対価(アップフロントフィーを含む)まで没収する合理性はないものと思われしますので、返還して頂きますようお願いいたします(アップフロントフィーは事業期間全期間に渡る運営権対価の一部前払いという理解です)。なお、内閣府のコンセンションガイドラインにおいても、事業契約が途中で終了した場合、既に運営権者が支払った運営権対価のうち残余の存続期間に対応する部分は、返還する必要があると規定されております。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。
59	実施契約書(案)	運営権取消及び違約金の支払等一運営権者事由	47	71条	3	-	-	本項の対象となる増加費用及び損害額の金額について予め算定方法を合意させて頂くことは可能でしょうか。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。

神戸空港特定運営事業等 募集要項等に関する質問及び回答

番号	書類名	題目	該当箇所					質問	回答
			頁	第/条/様式	項	号	脚注		
60	実施契約書(案)	運営権取消及び違約金の支払等－神戸市事由及び特定条例変更等	48	72条	2	－	－	運営者事由に基づく契約解除の場合、預けた契約保証金が没収される(71条2項に規定)ため、こちらは違約金としての性質を有しております。他方、神戸市事由等による解除の場合、契約保証金が返還されることはただの預かり金としての性質上当然であり、契約保証金の返還をもって神戸市が違約金を支払ったということにはなりません。従いまして、公平性の観点から、契約保証金の返還に加えて別途同額の違約金支払義務を負って頂きたいと存じます。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。
61	実施契約書(案)	運営権取消及び違約金の支払等－神戸市事由及び特定条例変更等	48	72条	3	－	－	本項に基づく神戸市事由による契約解除の場合、神戸市は「運営権者について解除に直接起因して運営権者が被った増加費用又は損害」については補償するとありますが、当該損害等には、逸失利益も含まれるという理解で宜しいでしょうか。また、逸失利益の金額について予め算定方法を合意させて頂くことは可能でしょうか。	相当因果関係が認められる範囲の逸失利益については含まれる余地があります。
62	実施契約書(案)	運営権取消及び違約金の支払等－神戸市事由及び特定条例変更等	48	72条	3	－	－	運営者事由に基づく契約解除の場合、3億円の違約金の支払い義務がございます(71条3項に規定)が、他方、本項に基づく神戸市事由等による契約解除の場合、神戸市には違約金を支払う規定がございません。公平性の観点から市も違約金の支払義務を負っていただきたく存じます。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。
63	実施契約書(案)	運営権取消及び違約金の支払等－神戸市事由及び特定条例変更等	48	72条	3	－	－	本項に基づく契約解除の場合も、運営権対価の返還規定がございません。前条について質問を記載させて頂きました通り、解除後の運営期間に係る運営権対価(アップフロントフィーを含む)について返還して頂く構成に修正して頂きますようお願いいたします。	本項に該当すれば、解除後の運営期間に係る運営権対価相当額を補償するように、実施契約書(案)を修正します。

神戸空港特定運営事業等 募集要項等に関する質問及び回答

番号	書類名	題目	該当箇所					質問	回答
			頁	第/条/様式	項	号	脚注		
64	実施契約書(案)	運営権取消及び違約金の支払等—不可効力等	48	73条	3	—	—	本項に基づく契約解除の場合も、運営権対価の返還規定がございません。前条について質問を記載させて頂きました通り、解除後の運営期間に係る運営権対価（アップフロントフィーを含む）について返還して頂く構成に修正して頂きますようお願いいたします。	実施契約書（案）に記載のとおりとします。
65	実施契約書(案)	管轄	52	86条	—	—	—	神戸地方裁判所を専属的管轄裁判所とするのではなく、仲裁による解決を希望いたします。具体的には、本契約に関連して発生した全ての紛争については、日本商事仲裁協会の規則に基づく仲裁により解決する形にして頂きますようお願い致します。	実施契約書（案）に記載のとおりとします。本条は、市の一般的な契約の裁判管轄規定と同じです。
66	実施契約書(案)	別紙1 定義集「特定条例変更」	57	—	—	(68)	—	運営権者に不当な影響を与えうる条例変更は①②に限られないと思われまますので、例えば、「本空港にのみ適用され他の空港には適用されない条例等の変更」や①②及び上記変更には該当しない条例等の変更であっても「当該変更後の条例等の適用対象が運営権者、神戸市における公共施設等運営権の主体又は本空港のみに事実上限定される状態が一定期間以上にわたり継続することとなる条例等の変更」は特例条例変更の対象に追加して頂けますようお願いいたします。	実施契約書（案）に記載のとおりとします。
67	実施契約書(案)	別紙1 定義集「特定法令等変更」	57	—	—	(69)	—	運営権者に不当な影響を与えうる法令等変更には、①②③には該当しない法令等の変更であっても「当該変更後の法令等の適用対象が運営権者、空港における公共施設等運営権の主体又は本空港のみに事実上限定される状態が一定期間以上にわたり継続することとなる法令等の変更」もございませので、「特定法令等変更」の対象に追加いただけますようお願いいたします。	実施契約書（案）に記載のとおりとします。

神戸空港特定運営事業等 募集要項等に関する質問及び回答

番号	書類名	題目	該当箇所					質問	回答
			頁	第/条/様式	項	号	脚注		
68	実施契約書 (案)	別紙1 定義集 「不可抗力」	58	-	-	(76)	-	(v) 不可抗力の発生が放射汚染に基づく場合、現状としては放射能汚染をカバーする保険はないものと理解しておりますが、この場合、どのように38条を適用することを想定されていますでしょうか？	放射能汚染についてカバーできる保険がないことを前提にしますと、放射能汚染により不可抗力が生じた場合は保険によっては復旧ができないこととなりますので、原則として「運営権者が第27条第1項により付保した保険によってもその損傷の全部又は大部分を復旧することができないと認められる場合」に該当することとなります。なお、神戸市が事業継続措置の必要性があると判断するためには、上記文言の該当性のほか、不可抗力の定義及び第38条第3項に記載のその他の要件を充足する必要があります。
69	実施契約書 (案)	別紙2 空港用施設及び空港用地等	61	-	1	-	-	空港用施設及び空港用地等につきましては、「それぞれ事業開始日に現状有姿で運営権者に引き渡される」との規定がございますが、実施契約や賃貸借契約等その他関連契約が締結された後に、空港用施設及び空港用地等に、実際に使用するためには明らかに修繕等が必要な毀損や滅失が判明することも想定され得ます。こういった毀損や滅失が事業開始日までに判明した場合には、神戸市負担にて修繕頂く旨、実施契約若しくはその他関連契約において義務化頂きたく存じます。	実施契約書（案）に記載のとおりとします。
70	実施契約書 (案)	別紙3 物品等譲渡契約書 (案) 代金の支払い	64	4条	1	-	-	「譲受人は、譲渡代金を譲渡人の発行する納入通知書により、定められた期限までに譲渡人に支払わなければならない。」と規定されていますが、事業開始予定日の前営業日までに支払えば足りるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

神戸空港特定運営事業等 募集要項等に関する質問及び回答

番号	書類名	題目	該当箇所					質問	回答
			頁	第/条/様式	項	号	脚注		
71	実施契約書(案)	別紙3 物品等譲渡契約書(案) 瑕疵担保	64	8条	-	-	-	「譲渡物品の引渡は現状有姿で行うものとし、譲受人は、本契約締結後、譲渡物品に数量の不足、その他隠れた瑕疵等のあることを発見しても、譲渡代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。」と規定されていますが、本契約締結日から引渡日までの期間が一定期間を超える場合には、譲渡物品のうち、本契約締結から引渡日までの間に毀損や滅失等が判明したものにつきましては、当該対象となる譲渡物品にかかる譲渡代金は減額する旨、規定頂きたく存じます。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。
72	実施契約書(案)	別紙3 物品等譲渡契約書(案) 契約の解除	64	9条	3	-	-	運営権者事由により事業開始ができない場合の運営権者による神戸市への補償につきましては、実施契約23条3項に規定されていますので、当該規定に加えて運営権者の違約金等を本項で規定する必要はないものと思料いたします。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。
73	実施契約書(案)	別紙5運営権者が新規締結し維持する契約・協定等	68	14条	2	-	-	<P. 68別紙5>給油施設や格納庫は、民間事業者の所有と聞いています。これらの施設については、運営権者が新規に契約等を締結する必要はない、という理解でよろしいでしょうか。	脚注12に記載のとおりです。
74	実施契約書(案)	別紙7 神戸市職員の派遣内容	70	-	-	-	14	「2. 土木(施設担当)」のうち1名は事業期間中、職員を派遣するとのことですが、仮に交代が必要な場合、後任として派遣される神戸市職員の方の選定にあたっては、運営権者の意向を尊重していただける、という認識でよろしいでしょうか。	運営権者からの意向はお聞きしますが、市の判断で派遣します。
75	実施契約書(案)	別紙7 神戸市職員の派遣内容	70	-	-	-	14	「事業開始日から派遣する予定の職員以外の方の職員派遣は、事業開始日直近の4月1日から派遣するもの」という記載がございますが、仮に事業開始日が2018年4月1日だった場合、「事業開始日から派遣する予定の職員以外の方」についても、翌年の2019年4月1日からではなく2018年4月1日から派遣される、という理解でよろしいでしょうか。	事業開始日から派遣する予定の職員以外の派遣とは、事業開始予定日以降に、追加で派遣する必要が生じた場合を想定しています。その場合は、翌年4月1日に派遣するという趣旨です。 ご指摘を踏まえ、実施契約書(案)を修正します。
76	実施契約書(案)	別紙9 運営権者の金銭支払債務	76	-	2-2	(2)	-	①「契約利率」が年率0.5%に設定されていますが、年率0.5%に設定された背景、根拠をご教示下さい。	神戸市債(10年債)の応募者利回りの過去5年程度の平均値をもとに設定しております。

神戸空港特定運営事業等 募集要項等に関する質問及び回答

番号	書類名	題目	該当箇所					質問	回答
			頁	第/条/様式	項	号	脚注		
77	実施契約書(案)	別紙9 運営権者の金銭支払債務	77	-	2-3	(2)	-	「なお、最終回の支払いは平成72年5月末である。」との記載がございますが、合意延長期間中の支払義務の有無について明確にして頂きますようお願いいたします。	合意延長期間中についても収益連動負担金を負担いただきます。 ご指摘を踏まえ、実施契約書(案)を修正します。
78	実施契約書(案)	別紙10保険について	23	27条	1	-	-	<P. 78別紙10>企業財産保険の保険金受取限度額について、支払限度額の記載がありますが、保険金額につきまして対象物毎の取得金額、簿価を開示いただけないでしょうか。	今後の審査プロセスにおける開示情報等に基づきご判断ください。
79	実施契約書(案)	別紙10保険について	23	27条	1	-	-	<P. 78別紙10>土木構造物保険について、再調達価額となっており、支払限度額の記載がありますが、保険金額につきまして対象物毎の取得金額、簿価は開示いただけないでしょうか。	今後の審査プロセスにおける開示情報等に基づきご判断ください。
80	実施契約書(案)	別紙10保険について	23	27条	1	-	-	<P. 78別紙10>ターミナル駅は、運営権の対象範囲になりますか。運営権の対象範囲となる場合、所有者または共有者につきましてご教示ください。	ターミナル駅は運営権の対象範囲外です。
81	実施契約書(案)	別紙10保険について	23	27条	1	-	-	<P. 78別紙10>空港管理者賠償責任保険につきまして、最低支払限度額の定めは予定されていますか。また、保険料算出のために保険設計の調査票等をお願いすることは可能ですか。	空港管理者賠償責任保険については、具体的な想定はありません。 今後の審査プロセスにおける開示情報等に基づきご判断ください。
82	実施契約書(案)	別紙10保険について	23	27条	1	-	-	<P. 78別紙10>他の空港を運営している運営権者が、空港管理者賠償責任保険を手配する場合、神戸空港向けの支払限度額を運営権者が有する他の契約の支払限度額と共有することは認められますか。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。

神戸空港特定運営事業等 募集要項等に関する質問及び回答

番号	書類名	題目	該当箇所					質問	回答
			頁	第/条/様式	項	号	脚注		
83	実施契約書(案)	別紙11 期末残存価値費用	80	-	4	-	-	明確化のため、「また、当該投資を行う事業年度開始以降事業終了日までの間に本契約が解除又は終了される場合、別紙15により読み替えて適用する第60条第3項に基づき、事由のいかんを問わず、神戸市は運営権者に対して当初合意した期末残存価値費用を支払うこととする。」という内容に修正頂きたく存じます。	実施契約書(案)に記載のとおりとします。
84	基本協定書(案)	SPCの株主	4	5条	1	-	-	「事業開始日において」とありますが、出資のタイミングは、事業開始日より前になる可能性もありますので、「事業開始日までに」とご修正ください。	脚注に記載のとおり、この部分は提案書類で提案された内容に基づき修正します。現時点では基本協定書(案)に記載のとおりとします。
85	基本協定書(案)	SPCの株主	4	5条	2	-	-	「【SPC設立と同時に、】」との記載がありますが、これは「SPCの設立登記完了日」を意図されているという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、この部分は提案書類で提案された内容に基づき修正するため、最終的には当該提案の内容に応じて修正される可能性があります。
86	基本協定書(案)	SPCの株主	4	5条	2	(1)	-	「第三者に対して譲渡・・・」とありますところ、本議決権株式会社について、他の議決権株主への譲渡及び議決権株主が自身の子会社やグループ会社への譲渡する場合につきましては、本号の対象とならず、神戸市の事前の承諾は不要という認識でよろしいでしょうか。	本議決権株式会社について、他の議決権株主への譲渡及び議決権株主が自身の子会社やグループ会社への譲渡する場合についても神戸市の事前承諾が必要です。
87	基本協定書(案)	SPCの株主	6	5条	3	-	-	仮に本議決権株式を処分等する場合、処分先から市から同意を得られたことのエビデンスを求められる可能性が高いと思われるので、「承認する」を「所定の書式による書面により承認する」に修正頂けますようお願い致します。	基本協定書(案)に記載のとおりとします。
88	基本協定書(案)	ビル施設売買契約	6	7条	2	-	-	事業開始後にビル施設の所有権移転がなされることは想定されていないものと思われますので、「事業開始日(又は事業開始日以前の日で神戸市と神戸空港ターミナルが別途合意した日)に効力が発生するものとする。」という内容にご修正頂きたく存じます。	ご指摘を踏まえ、基本協定書(案)を修正します。
89	基本協定書(案)	実施契約の締結	7	9条	4	-	-	神戸市と優先交渉権者構成員はセルフモニタリングについて定めるとありますが、これは神戸市の承認が必要というご趣旨でしょうか。	ご理解のとおりです。

神戸空港特定運営事業等 募集要項等に関する質問及び回答

番号	書類名	題目	該当箇所					質問	回答
			頁	第/条/様式	項	号	脚注		
90	基本協定書 (案)	優先交渉権者事由による実施契約の不成立時	9	11条	1	-	-	明確化及び11条2項と平仄をあわせるため、「第13条第1項但書に基づき本協定が終了した場合であって、実施契約の未締結が優先交渉権者構成員の責めに帰すべき事由による場合には、以下の規定に従うものとする。」という内容にご修正頂きたく存じます。	基本協定書（案）に記載のとおりとします。
91	基本協定書 (案)	優先交渉権者事由による実施契約の不成立時	9	11条	1	(2)	-	違約金の金額を超える部分の損害については賠償請求できない建付けとすることについてご検討頂きたく存じます。	基本協定書（案）に記載のとおりとします。
92	基本協定書 (案)	神戸市事由による実施契約の不成立時	9	11条	2	-	-	「神戸市議会におけるビル施設売買契約の本契約としての効力発生に必要な議決及び運営権設定に必要な議決が得られないこと」は神戸市の帰責事由又は神戸市においてリスクを負担すべき事由に該当するという認識ですので、「前項の規定にかかわらず、第13条第1項但書に基づき本協定が終了した場合であって、実施契約の未締結が神戸市の責めに帰すべき事由（神戸市議会におけるビル施設売買契約の本契約としての効力発生に必要な議決及び運営権設定に必要な議決が得られないことを含むがこれらに限られない。）による場合には」という内容にご修正頂きたく存じます。	基本協定書（案）に記載のとおりとします。
93	基本協定書 (案)	神戸市事由による実施契約の不成立時の違約金	9	11条	2	(1)	-	優先交渉権者構成員のみ違約金の支払義務を負う建付けではなく、①神戸市と優先交渉権者構成員の両者が違約金の支払い義務を負う、又は②両者とも違約金の支払い義務を負わないのいずれかの建付けにご修正頂きたく存じます。	基本協定書（案）に記載のとおりとします。
94	基本協定書 (案)	神戸市事由による実施契約の不成立時の損害賠償	9	11条	2	(2)	-	損害賠償請求の対象の明確化のため、「優先交渉権者構成員は、前号に基づく返還を受けた上で、神戸市に対して、優先交渉権者構成員又はSPCが本事業の準備に関して支出した費用その他優先交渉権者構成員又はSPC自らに生じた損害について賠償請求することができる。」という内容にご修正頂きたく存じます。	基本協定書（案）に記載のとおりとします。

神戸空港特定運営事業等 募集要項等に関する質問及び回答

番号	書類名	題目	該当箇所					質問	回答
			頁	第/条/様式	項	号	脚注		
95	基本協定書(案)	神戸市と優先交渉権者のいずれにも帰責事由事由がない場合	9	11条	3	-	-	「神戸市議会におけるビル施設売買契約の本契約としての効力発生に必要な議決及び運営権設定に必要な議決が得られないこと」は神戸市の帰責事由又は神戸市がリスクを負担すべき事由に該当するという認識ですので、「(神戸市議会におけるビル施設売買契約の本契約としての効力発生に必要な議決及び運営権設定に必要な議決が得られないことを含むがこれらに限られない。)」の部分は削除頂きたく存じます。	基本協定書(案)に記載のとおりとします。
96	基本協定書(案)	秘密保持	10	12条	2	(2)	-	優先交渉権者構成員は、本事業の実施のために開示を要する優先交渉権者構成員の弁護士、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人その他の法令上守秘義務を負うこれらに類する専門家に対しては、神戸市の事前の承諾なく、情報を開示することができるという認識でよろしいでしょうか。なお、金融機関等についても開示が必要な場合がございますので、金融機関等についても開示が必要な形に修正いただきますようお願い致します。	基本協定書(案)に記載のとおりとします。
97	基本協定書(案)	事業開始日以降の株式譲受人による条項への依拠	10	13条	2	-	-	本項の規定は事業開始日以降において新たに本議決権株主となる者にも適用あるとの理解ですが、そのような新たな本議決権株主が本項に依拠できるようにするため、神戸市から何らかの書面が発行されるよう修正いただきますようお願い致します(新たな本議決権株主は本協定の当事者にならないと思われるため、かかる対応をお願いする次第です)。	基本協定書(案)に記載のとおりとします。
98	優先交渉権者選定基準	航空系営業収益と非航空系営業収益	7	-	-	-	-	航空系営業収益と非航空系営業収益の分類ルールをご教示下さい。	航空系と非航空系の区別は、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する基本方針」に基づいています。
99	優先交渉権者選定基準	審査項目 着陸料等の料金施策	7	-	-	-	-	②Ⅱ.1.事業戦略において、(3)着陸料等の料金施策の提案を求められておりますが、「着陸料等」が指すものを具体的にご教示ください。着陸料と停留料の2つを指すということでしょうか。	着陸料等は、空港法第13条第1項に定義される着陸料等ですが、提案書作成にあたっては、着陸料、停留料、土地使用料のほか、様式19に記載の項目を含めて、ご提案ください。

神戸空港特定運営事業等 募集要項等に関する質問及び回答

番号	書類名	題目	該当箇所					質問	回答
			頁	第/条/様式	項	号	脚注		
100	様式集及び記載要領	様式18、20	54	様式18	-	-	-	様式18及び様式20で、必須記載事項として「設備投資計画」がある一方で、「設備投資計画」に特化した様式は存在しないとの認識です。すなわち、空港基本施設に係る設備投資計画は様式18に、空港機能施設の設備投資計画はすべて様式20に、それぞれ記載するというのでしょうか。	ご理解のとおりです。
101	様式集及び記載要領	様式19	55	様式19	-	-	-	必須記載事項として、「非航空系事業に係る料金の施策」について、（運営開始より5年間の具体的な料金表）との記載がございます。これは、小額の項目も含めて、表にして提示することが必要との趣旨でしょうか？ もし、それが求められる場合には、各項目についての現在の料金表（契約条件等）をすべて開示をいただく必要がございます。	ご理解のとおりです。
102	様式集及び記載要領	様式19	55	様式19	-	-	-	旅客取扱施設利用料を徴収しない提案の場合は、徴収しないとなった考え方を記載するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
103	様式集及び記載要領	様式24	60	様式24	-	-	-	空港内の利用者の利便性、快適性向上戦略において、各施策間のバランスの確保は、各施策間に矛盾が無いことを意味しますでしょうか？	施策間に矛盾がないことに限りません。
104	様式集及び記載要領	様式24	60	様式24	-	-	-	本様式において、「駐車場料金の料金施策」が記載事項となっております。従って、様式19および様式20においては、駐車場料金については記載不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
105	様式集及び記載要領	様式25	61	様式25	-	-	-	アクセス事業者との連携について、主要なアクセス手段である鉄道（ポートライナー）は神戸市が出資する神戸新交通株によって、また海上輸送（ベイシャトル）はOMこうべによって運行されています。神戸市が関係者となる本件について、（目標値を含む）との記載もありますが、いかなる提案を期待されていますでしょうか。	応募者が判断して提案ください。